

私学助成の充実を求める意見書

私立学校は、公教育の一翼を担い学校教育の充実、発展に寄与しています。

現在、私立学校の経営基盤は、厳しい環境におかれており、保護者の学費負担は家計を大きく圧迫しています。また、生徒一人当たりにかかる教育費が公立学校と比べて低いことが、教育諸条件が改善されない大きな要因になっています。

こうした状況の中で、教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するため、運営費などの助成の一層の充実が求められています。

よって、このような実情を勘案し、私学助成について特段のご配慮をされるよう、要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成20年6月24日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
岩手県知事 殿

公立中学校における35人学級の拡充を求める意見書

昨年、中央教育審議会の「教育振興基本計画特別部会」は、全国の公立小中学校すべてで35人学級を実現するためには、教職員4万5千人増やす必要があり、給与支払額は約3千億円増えとの試算を発表した。委員の小川正人氏（東京大教授）は「教職員の多忙な状況を改善するためには、こういう支出を検討する必要がある」と述べ多くの委員も賛同している。

小学校1・2年生で35人学級を実施した岩手県教育委員会は「実施したクラスでは、学習面において個別指導の時間がふえている。集中して授業を受けるようになってきている。生活面では、落ちついて学校生活を送ることができている。教師の児童理解が図られるようになってきている」と県議会において答弁している。

すでに各都道府県においても、35人学級や少人数学級に低学年より取り組み

を開始している。

そこで、一日も早い少人数学級、当面 35 人学級を国の責任において公立小中学校で実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 24 日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣 殿

『消えた年金問題』の早期解決と社会保険庁の民営化の見直しを
求める意見書

政府のずさんな年金記録管理問題が国民の年金不信を広げています。昨年の参議院選挙で政府は『最後のお一人にいたるまで正しく年金をお支払いしていただく』などと繰り返し言明、『3 月末まで名寄せを完了させます』とも宣伝していました。ところが社会保険庁が 2025 万件（39.7% / 3 月 14 日現在）が特定困難であることを明らかにしました。この衝撃的な数字以上に事態は深刻です。これまで基礎年金番号に統合できたのは 417 万件（8.2%）すでに死亡一時金や脱退手当金などを受給し、新たな給付に結びつかないと考えられる記録は 648 万件（12.7%）です。これらを除いた約 8 割は、今後解明が必要なものですが、めどは立っていません。

1072 万件（23%）は記録の持ち主とみられる人が見つかり、約 1030 万人に「ねんきん特別便」が送られました。しかし、記述の分かりにくさもあり、記録訂正の申し出は約 33 万人にとどまっています。記録が結びつくはずなのに「訂正なし」と回答した人が多く、社保庁職員が電話や訪問で確認せざるを得ない状況です。

341 万件（6.7%）は、すでに死亡している人などの記録です。遺族が受給できる可能性はありますが、遺族は「特別便」の対象でないため、支給漏れになる恐れがあります。

492 万件（9.7%）は記録が重複していると考えられるもので、これらも持ち主の調査には時間がかかります。社保庁は 4 月から 10 月にかけて、すべての年金受給者・加入者（約 1 億人）に「特別便」を送っています。国民の協力を得ると同時に、政府として、人も予算も十分にとり、解決に向けた体制を確立することが急務です。

昨年未までに支給が決定されたのは 17,114 人でした。しかし、こちらも十分進んでいません。社保庁は時効撤廃により、約 25 万人に約 950 億円を支給する見通しを立てていました。しかし、手続きをした人は 3 月 23 日時点で 29,364 人と一割強にすぎません。高齢の受給者も少なくないだけに、対策が急がれます。

年金保険料を払ったのに社保庁に記録がなく、領収書もないといった「消えた年金」を審査する「年金記録確認第三者委員会」の作業も滞っています。

45,600 件の申請(3/31 現在)を受け付け、1,832 件(4%)について納付事実を認めました。訂正不要とした件数は 1916 件(4.2%)、申請取り下げが 402 件(0.9%)で、計 4,150 件(9.1%)が処理済みです。

年金記録問題の解決がほとんど進展しないにもかかわらず、この 4 月から始まった後期高齢者医療制度では、年金からは強制的に保険料が天引きされ、しかも政府は 2 年後の 2010 年に向けて社会保険庁の分割・民営化を急いでいます。いま社会保険庁を解体することは、年金記録問題の責任までも「消して」しまうものです。

『消えた年金』問題の一刻も早い解決と社会保険庁の解体・民営化を見直すよう、地方自治法第 99 条 2 項にもとづき意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 24 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿
財務大臣殿
衆議院議長殿
参議院議長殿

介護保険制度の改正に関する意見書

少子高齢化の進展、家族像の変容が進むなかで、介護保険は介護を必要とする人だけでなく、高齢者を支える家族や地域にとってもますます重要な制度となっています。そうしたなかで、改正介護保険法により、介護予防に重点が置かれ、軽度の要介護者のサービス給付内容が再編され、食費や光熱水費・居住費が自己負担となりました。

介護保険制度は、これからわが国が迎える超高齢社会において、国民が安心して暮らしを営むために欠かせないものですが、サービス水準を低下させ、新たな自己負担の導入によって介護保険が使いづらいものとなれば、介護保険制度創設の趣旨を大きく損ねることになってしまいます。

持続可能な制度とするためには、介護保険制度の信頼を高めていくことが肝要です。

よって当議会は、介護保険制度の安定と充実のために、下記の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望します。

記

- 1．要介護認定にばらつきがあるとの指摘を踏まえ、認定基準の見直しを行うこと。
 - 2．療養病床の再編・削減計画については、介護の場から高齢者を追い出すような、制度の後退に繋がることの無いよう、実態を踏まえたものに見直すこと。
 - 3．良質な介護・医療が提供できる体制・適切な施設を整備促進すること。
 - 4．介護報酬を見直し、介護労働者賃金の大幅引き上げ・待遇改善、及び、職員の資質向上のための研修の機会の拡充を図ること。
 - 5．介護事業者が適切に事業を行うよう、指導監督を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 24 日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財 務 大 臣 殿
衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿

異常ともいえる飼料価格高騰から畜産・酪農経営を守るため
国のもう一段の支援策を求める意見書

穀物価格の国際的な上昇による配合飼料価格の異常な高騰は、当いわい地方の畜産・酪農経営を直撃し、存立の危機に直面している生産者が多数に及んでいます。

当地方においても、平場の水稻を除く、中山間地農業の柱は、畜産・酪農であります。

飼料価格の高騰が長期化するとの予測の中で、これまで配合飼料価格安定制度はもとより、畜産・酪農価格制度の抜本の見直しが求められています。

同時に、輸入に依存してきた飼料供給体制を見直し、飼料自給率を引き上げるとは、安全で安定した食料確保という視点から考える時、国民的課題であると信じるものです。

については、以下の項目について、一日も早い実現を求めます。

記

- 1．配合飼料価格の引き続く高騰の下で、本年2月に決定した加工原料乳生産者補給金の1円引き上げでは、酪農経営が維持できないことは明確であり、生産コストの上昇に見合うように補給金を抜本的に再度引き上げること。
 - 2．乳業メーカーと生産者団体との交渉で決められる飲用乳価（生産者乳価）について、飼料価格の続騰を考慮した価格になるよう、再度の価格交渉を乳業メーカーに対して指導すること。
 - 3．現行の配合飼料価格安定制度のもとで、生産者の負担は、前年同期に比べて、トン当たり9,700円程度に及び、一層の経営危機を招いている。この際、生産者負担分に対する新たな支援制度を創設するとともに、飼料価格が長期に高騰する事態を想定していない現行の配合飼料価格安定制度を早急に見直すこと。
 - 4．7月以降の生産コスト上昇から畜産経営を守るため、肉用牛肥育経営安定対策事業及び肥育牛収益性低下緊急対策事業の補てん割合を十割まで引き上げること。また、肉用牛、肉豚及び鶏卵の生産者価格についても生産者コスト上昇分を引き上げること。
 - 5．今後も長期的に飼料価格等の上昇が想定される中で、畜産酪農経営を守るために、畜種ごとに必要な所得を確保することを目的とする新たな価格制度の導入の検討をすすめること。
 - 6．日本の飼料自給率を急速に引き上げるために、耕作放棄地や休閑地での飼料米生産や飼料用米（発酵飼料稲）生産が促進されるように財政支援を強めること。また草地林間放牧による酪農肉牛経営の展開等、日本の国土の有効活用による酪農・畜産生産政策を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成20年6月24日

一 関 市 議 会

内閣総理大臣 殿
農林水産大臣 殿
財 務 大 臣 殿

「平泉の文化遺産」(平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観)の
世界遺産登録を求める意見書

「平泉の文化遺産」(平泉 - 浄土思想を基調とする文化的景観)には、平安時

代末期に奥州藤原氏が築いた多くの遺跡や景観があります。

一関市に現存する、構成資産の一つである骨寺村荘園遺跡は、奥州藤原氏ゆかりの荘園遺跡があり、中世に描かれた絵図と寺社、水田、屋敷地の配置構成が極めて類似していることから国の重要文化的景観に指定されております。

これまで見慣れてきた、美しい農村の風景が各地で失われつつある今日、伝統的な農村の景観が維持されている稀有な場所であります。

また、「平泉の文化遺産」の根底には、平和を求める普遍的な精神が息づいており、今の時代にあって、その普遍的な価値は、一層、重要性が増してきております。

本市では、平成20年の世界遺産登録を目指し、平泉町、奥州市とともに、国・県のご指導ご協力のもと、登録推進に取り組んでまいりましたが、本年5月に国際記念物遺跡会議（イコモス）から「登録延期」の勧告が示されたところであります。

しかし、我々市民は、平泉文化の根底にある「平和」、「平等」、「自然との共生」の理念は、世界に対しても十分に貢献できるものと考えており、「平泉の文化遺産」は世界遺産に登録する価値があるものと確信しております。

「平泉の文化遺産」は、幾多の先人により、800年もの間、守り続けられてきたところであり、我々市民は、将来にわたって人類共通の文化遺産として大切に守り伝えていく覚悟でおります。

つきましては、本市としても最大限の力を尽くす考えであります。国におきましても、「平泉の文化遺産」が、本年7月の世界遺産委員会において、登録の決定がなされるよう、なお一層のご尽力を賜るよう、要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年6月24日

一 関 市 議 会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿
文部科学大臣 殿
文化庁長官 殿